

福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業実施要領

「福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業（以下「事業」という。）」を、この要領に基づき実施する。

1 事業の目的

福岡県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスを実施する事業所（以下「事業所」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った者への雇用機会を創出するとともに、介護職員の負担軽減を図るもの。

2 事業概要

事業所が、福岡県内に居住する者（住民票の住所にかかわらず、県内に生活の基盤を有する者を含む。）であって新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った者を雇用する際にかかる経費の一部を補助する。

(1) 対象者

次の①から③の要件を全て満たす者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のアからサのいずれかに至った者（学生及び在留資格の活動として就労が認められている外国人又は地方出入国管理局の許可を得て就労が認められている外国人を含む。）
 - ア 有期労働契約に基づき就労していた者等であって、勤務日の減少（勤務シフトの削減等）により収入が減少した者
 - イ 期間の定めのある労働契約が更新されなかった者
 - ウ 倒産・解雇等により再就職の準備をするための時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者
 - エ 同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護又は介護が必要になったことから自己都合離職した者
 - オ 本人の職場で感染者が発生したこと、又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること若しくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した者
 - カ 子（小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る。）の養育が必要となったことから自己都合離職した者
 - キ 事業活動の縮小を余儀なくされた個人事業主
 - ク 内定を取り消された者
 - ケ 従前から求職中であつた者で、さらに職業に就くことが困難となった者
 - コ 解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生又は特定技能外国人等であつて、地方出入国管理局が実施する雇用維持支援の対象となった者
 - サ その他、新たに就業の必要が生じた者

※ 確認に当たっては、解雇を証する書類（退職証明書、解雇理由証明書等）や減収を証する書類（給与明細等）の書類提出は必須とせず、本人への口頭確認や申込書類への記入等で差し支えない。

- ② 暴力団員でない者
- ③ 交付決定のあった日の属する年度の5月1日から7月31日までの間に雇用を開始した者（事業所において従前から就労していた者を合理的な理由がなく解雇し、再度雇用する場合を除く。）

(2) 従事する業務

対象者については、介護サービスの利用者に関わりのない業務のうち、専門的知識・技術がない者でも可能な業務に従事させるものとする。

具体的には、昨年度において本県が作成した「介護助手の手引き」（介護施設等において身体介護以外の周辺業務等を担う「介護助手」を受け入れ、介護職員が専門性の高い業務に専念するための受入体制づくりや業務の切り出し等に関する手引き）で示す、難易度Cクラスの業務をいうものであること。

【福岡県ホームページ掲載場所】

トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>介護助手についてご案内します

なお、対象者が介護保険法又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく資格等を有するほか、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事したことがある場合は、その知識・技能、経験に応じた業務に従事させることができる。

(3) 対象者の募集・採用

求人に当たっては、特定の対象者のみに雇用機会が与えられるといったことがないよう、広く周知・広報を行うこととし、本事業に係る求人であることを明確にすること。

【例】

- ・ハローワークへ提出する求人票の特記事項欄に「福岡県緊急短期雇用創出事業関連求人」と記載
- ・事業所ホームページで募集する際に「福岡県緊急短期雇用創出事業関連求人」と明記

採用に当たっては、応募者が職務遂行上必要な適正・能力を持っているかどうかという基準で選考を行うこと。

(4) 補助対象経費

① 社会保険料

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の事業主負担分のうち、補助事業の実施により増加した経費

② 対象者に支払う賃金及び職員手当等

③ 需用費（事業実施に必要なものに限る。）

消耗品費、印刷製本費、光熱水費等

④ 役務費（事業実施に必要なものに限る。）

通信運搬費、手数料、求人広告等広報費等

(5) 補助金の交付額等

① 補助額

補助対象経費の実支出額（千円未満切捨てとする。）と、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

なお、(4) ①及び②の支出額の合計が、補助対象経費の実支出額の7割以上の額となるものとする。

区分	基準額
入所施設・居住系サービス事業所	144万円
訪問、通所・短期入所等サービス事業所	72万円

(6) 補助対象期間

5月1日から9月30日の範囲内において、雇用を開始した日から概ね3か月程度

(7) 事業規模

令和2年度予算額の範囲内とする。

3 補助事業者の義務

この補助事業を実施する事業者は、次の条件を守ること。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (6) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または当該年度の10月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49条）等の労働に関する法令及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第316号）その他関係法令を遵守すること。
- (8) 別紙様式により「介護サービス事業所等における緊急支援体制確保計画」を作成し、知事に報告すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染防止について、適切な措置を講じること。

4 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和2年6月5日～令和2年7月31日（当日消印有効）

(2) 提出書類

福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業費補助金交付要綱第8条に規定する次の書類を提出すること。

なお、一度提出された書類は返却しない。

- ① 様式1 福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業費補助金交付申請書
- ② 様式1-2 経費所要額調書
- ③ 様式1-3 対象経費の支出額内訳
- ④ 様式1-4 誓約書
- ⑤ 介護サービス事業所等における緊急支援体制確保計画

当該計画は、交付申請書及び実績報告書に添付するものであるが、データ集計を行う必要があることから、様式を県ホームページからダウンロードし、原則としてメールにより提出すること。

メールアドレス：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

- ⑥ その他参考となる資料

※ このほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送（（2）⑤のみメール）により行うこと。郵送の場合は、封筒の表に「福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業費補助金」と朱書きすること。

5 申請・問い合わせ先

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7（福岡県庁 北棟2階）

担当：三重野 TEL：092（643）3327、FAX：092（643）3253